

# 愛知木曾川リトルシニア規約

中学硬式野球クラブチーム

2015.02

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

チーム名は「愛知木曽川リトルシニア」と称する。(以下「本クラブチーム」という)

### 第2条 (加盟団体)

本クラブチームは、(財)日本リトルシニア中学硬式野球協会・東海連盟の加盟とする。

### 第3条 (内容)

本クラブチームは、前条の協会加盟による中学硬式野球の活動とする。

### 第4条 (目的)

本クラブチームは、次に掲げる青少年の健全たる育成に役立ち、個々人が将来への未知なる可能性を見出せるよう、形成することを目的とする

- (1) 挨拶・返事・礼儀等を含め野球を通じて大切なことを学び、大きく成長をする。
- (2) 明るく・元気よく・爽やかに野球を通じてたくさんの仲間を増やす。
- (3) 将来的にも野球を続けてもらう為の高い技術、より高いレベルへの挑戦。
- (4) 心・技・体と共に勉学にも励み、高い目標を持った進路、進学を目指す。

### 第5条 (登録地)

本クラブチームの登録地は、愛知県一宮市とする。

### 第6条 (活動区域)

本クラブチームは、室内練習場、グラウンド確保先を主な活動区域とする。

但し、他チームとの練習試合等による遠征、各大会等による遠征についてはこの限りではない。

### 第7条 (活動日・活動時間)

本クラブチームは、毎週土曜日・日曜日・祝日を活動日とし、活動時間においては各大会スケジュール・四季による日没時間などによって変動する為、定時を設けない。

### 第8条 (ユニフォーム等)

帽子・ユニフォーム・バッグ・グラコン等は、チーム指定のものを各自購入し、着用・使用する。尚、練習着においてはチーム統一のものを各自準備する。

## 第2章 団 員

### 第9条 (団員)

団員は、本クラブチームの承認を受けた個人とする。

### 第10条 (入団)

入団しようとする者は、入団申込書に必要事項を記入の上、事務局に提出し登録手続を行うものとする。

### 第11条 (入団費・月会費・連盟登録費)

入団しようとする者は、次に定める入団費・月会費・連盟登録費を入団時に併せて、納めるものとする。

- (1) 入団費 20,000円 (初回のみ)
- (2) 月会費 10,000円 (毎月)
- (3) 連盟選手登録費 2,000円 (毎年1回)

### 第12条 (遠征費)

遠征による、食費、宿泊費等はその都度、実費徴収とする。

### 第13条 (保険)

入団者は、必ずスポーツ保険に加入するものとし、毎年、別に定める保険料を納めるものとする。

### 第14条 (補償)

練習時、試合時及び移動中などによる事故は、前条の保険範囲内において補償され、それ以外についての補償は、本クラブチームは一切責任を負わないものとする。

### 第15条 (退団)

団員が次の各号の一つに該当する場合は、本クラブチームを退団したものとする。

- (1) 入団者本人より、退団届けを提出されたとき。
- (2) 入団者本人が、団員としてふさわしくない行為と認められたとき。
- (3) 公序良俗に反するような行為に至ったとき。
- (4) 入団者本人が、心身の故障のため活動続行が不可能と認められたとき。

### 第16条 (返金)

退団による、納入済の入団費・月会費・連盟登録費等は、一切返金されないものとする。

### 第3章 役員及び事務局

#### 第17条（役員種別）

本クラブチームに次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上（内1名を理事長とする）
- (2) 監事 1名以上

#### 第18条（役員の選任）

本クラブチームの理事及び監事は、本クラブチーム総会において選任する。

理事長は、理事の互選とする

監事は、理事及び本クラブチームの指導者を兼ねることはできない。

#### 第19条（職務）

理事長は、本クラブチームを代表し、その業務を総理する。

理事は、理事長を補佐し理事長に事故あるいは理事長が欠けたときは、その業務を代行する。

理事は理事会を構成しこの規約の定め及び理事会の議決に基づき業務を遂行する。

監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務遂行の状況を監査する
- (2) 本クラブチームの財産の状況を監査する
- (3) 前項の監査の結果、不正行為又は法令並びに規約に違反する重大な行為を発見した場合には、これを総会に報告する。
- (4) 前項による報告をするための臨時総会を招集する。
- (5) 理事に業務遂行の状況又は財産状況について、理事に意見を述べるときは理事会の招集をする

#### 第20条（役員の任期）

役員の前任期は1年とする。但し再任を妨げない。

補欠のため又は増員により就任した役員の前任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期残存期間とする。

役員は前項の規定にかかわらず、後任者が選任されていないときは、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

#### 第21条（解任）

役員が、次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない

- (1) 心身の故障の為、職務の遂行が不可能と認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為と認められるとき又は公序良俗に反する行為に至ったとき。

#### 第22条（指導者）

本クラブチームに指導者を置く

指導者は理事会にて任免し、定数には制限を求めない。

#### 第23条（事務局）

本クラブチームは事務局を置く。

事務局の役職は次の通りとする。

- (1) 事務局長
- (2) 副事務局長
- (3) 総務部長
- (4) 会計
- (5) 審判部長
- (6) グランド・用具管理部長
- (7) 父母代表
- (8) その他、理事会において必要と定めるもの

事務局長は理事の互選により選任し、他の役職は事務局長が任免する。

## 第4章 総 会

#### 第24条（種別）

本クラブチームの総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

#### 第25条（構成）

総会は、団員の父母（1団員につき1名）をもって構成する。

#### 第26条（権能）

総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 団費の額
- (5) 借入金

- (6) 規約の変更
- (7) 解散及び他クラブチームとの合併
- (8) 運営を円滑に遂行するための部会（父母会）等の設置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

#### 第27条（招集及び開催）

通常総会は、理事長が招集し、毎事業年度1回開催する。

臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が特に必要と認めたとき。
- (2) 団員の父母（1団員につき1名）の2分の1以上から会議の目的たる事項を示し、書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 条文19条4号の規定により監事から招集があったとき。

#### 第28条（議長）

総会の議長は、その総会において理事長が指名したものがこれにあたる。

#### 第29条（定足数）

総会は、団員の父母（1団員につき1名）の2分の1以上の出席が無ければ開催することができない。

#### 第30条（議決）

総会の議決は、この規約に規定するものの他、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第5章 理事会

#### 第31条（構成）

理事会は、理事をもって構成する

#### 第32条（権能）

理事会は、この規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### 第33条（招集及び開催）

理事会は理事長が招集し、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示し、書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 条文19条4号の規定により監事から招集があったとき。

#### 第34条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### 第35条（議決）

理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第6章 資産及び会計

#### 第36条（資産の構成）

本クラブチームの資産は、次に掲げる事項をもって構成する。

- (1) 設立当初からの資産
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 会計
- (5) 寄与金品
- (6) その他の収入

#### 第37条（資産の管理）

本クラブチームの資産は、事務局が管理し、その方法は総会の決議を経て理事長が別に定める。

#### 第38条（事業計画及び収支予算）

本クラブチームの事業計画及びこれに伴う収支予算は、事務局が作成し総会の議決を経なければならない。

#### 第39条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。尚、この収入支出は、新たに成立した予算の収支とみなす。

#### 第40条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第41条（事業報告及び収支決算）

本クラブチームの事業報告書、収支計算書、貸借対照表の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに事務局が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

決算上余剰金が生じた場合は、次年度に繰り越すものとする。

#### 第42条（事業年度）

本クラブチームの事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

### 第7章 規約の変更・解散及び合併

#### 第43条（規約の変更）

本クラブチームが規約を変更しようとするときは、総会に出席した団員の父母（1団員につき1名）の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

#### 第44条（解散）

本クラブチームは、次の各号の一に該当する場合は解散とする。

- (1) 総会の決議
- (2) 団員の欠乏
- (3) 合併
- (4) 前項の事由によりこの法人が解散するときは、団員の父母全員の承諾を得なければならない。

### 第8章 雑 則

#### 第45条（細則）

この規約の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

この規約は、本クラブチーム成立の日から施行する。